

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	B16-2市役所の増築工事に伴う車イス駐車場の設計変更の提案他	<p>現在、吹田市役所の北西側で増築工事が行われていますが、5月14日に投稿しました件の追加の要望。</p> <p>1)「シニアカー」の駐車スペースは、車いすの駐車・バイク・駐輪場のどこに置けば良いのか検討・表示願います。 ※団塊の世代の方が全て後期高齢者になりました。街ではシニアカーを見かける事が増えてきました。</p> <p>2)市庁舎駐車場入口の側溝のグレーチング箇所に草が生えています。側溝内に土砂の堆積が有り、除去が必要。 ⇒まもなく梅雨時期。来週26日～31日は連続雨の予報。庁舎敷地内の雨水が、歩道・車道に流れ込みます。 ⇒添付画像1-側溝に土砂。⇒添付画像2-天気予報-26日～31日連続雨</p> <p>3)駐車場入口右側の駐輪場入口の進入防止用のチェーンを外して頂けますか。 ⇒撮影は日曜です。杖を使用しておられた方が自転車で来られていて、駐輪場から外に出るために自転車を持ち上げてチェーン越しにまたいで出られました。 ⇒添付画像3-駐輪場入口のチェーン</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について シニアカー専用の駐車スペースを設置することは考えておりません。駐車が必要な場合には、その時の状況に応じて安全を確保できる場所を案内しています。</p> <p>2)について 駐車場入口の側溝のグレーチング箇所の雑草については、除草剤を散布しました。</p> <p>3)について 駐車場出入口付近の来庁者用駐輪場については、市役所の開庁日のみ開放しており、閉庁日はチェーンを用いて閉鎖しております。</p>	総務室	R6.5.20	R6.6.3
2	B13-2。「動物愛護週間ポスター作品募集」「愛鳥週間用ポスター原画募集」についての提案	<p>5月12日に投稿。⇒5月23日に健康医療部衛生管理課から回答がありました。</p> <p>1)のA:「動物愛護週間ポスター作品募集」については、市ホームページの当該「動物愛護週間」のページにリンクなどを掲載させていただきました。</p> <p>2)のA:大阪府の「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」については、府の環境政策室に確認しましたが、関連するページが有りませんでした。(抜粋) ⇒当該の募集は、大阪府の「環境農林水産部 動物愛護畜産課」が行っております。 ⇒添付画像。1愛鳥週間用ポスター募集 ・投稿内容の確認が出来なければ、投稿者に電話またはメールをされれば良かった。 ・投稿内容の確認が出来なければ、大阪府のHPでタイトルの検索をされたら直ぐに分かります。 ⇒添付画像。2愛鳥週間用ポスター募集-検索結果 ※大阪府の募集について、私は、府から各市町村宛てに情報提供されているものと解釈しており、画像は添付していませんでした。</p> <p>3)回答内容(1)の「動物愛護週間」のページにリンクを貼っておられますが、更新日の5月16日の市HPの到着情報には掲出されていません。 ⇒添付画像。3動物愛護週間-到着情報に掲出なし ⇒これでは、対象者の父兄が「動物愛護週間」のサイトを見られる方は、まずおられないと思われます。スマホの場合は尚更困難。 加えて、ポスター募集について、サイトの冒頭に記載されていない事から尚更、市民の目に触れません。 ※参加資格は、大阪府内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校及び高等専門学校等に在学中の児童生徒。であり、各種の市内学校関係者に周知をされましたのでしょうか？</p> <p>4)投稿者への回答文は、上席者の決裁がされたのか、疑問に感じます。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>2)について まず、吹田市 健康医療部 衛生管理課の回答に記載されている環境政策室とは、吹田市 環境部 環境政策室のことであり、大阪府に環境政策室という部署はございません(大阪府 環境農林水産部 環境保全課 環境管理室という部署がございます)。当該の募集は御指摘のとおり、大阪府 環境農林水産部 動物愛護畜産課が行っております。 次に、吹田市 環境部 環境政策室のホームページで「令和7年度愛鳥週間用ポスター原画募集」を掲載していない理由は、大阪府からの依頼がなかったからでございます。今後、大阪府からの依頼があれば、掲載を検討したいと考えております。 (担当:環境政策室)</p> <p>3)について 「動物愛護週間」のページにリンクを貼ったことの新着情報への掲出、また市内学校関係者への周知につきましては、募集期間が残り少ないため、次年度以降に実施させていただきます。 令和6年度動物愛護週間用ポスター原画コンクールに関する情報がサイトの冒頭に記載されていないことにつきましては、当該情報の前にまず動物愛護週間の説明をする必要があると考え、このような配置にしております。 (担当:衛生管理課)</p> <p>4)について 課長決裁のうえ回答しております。 (担当:衛生管理課)</p>	衛生管理課、環境政策室	R6.5.24	R6.6.5

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	固定資産税延滞税の免除申告について	<p>実兄(現介護老人保健施設居住)居住の住居に係る固定資産税につき吹田市役所納税課に連絡して欲しい旨の連絡が施設よりあり。納税課担当者より、当該税につき分納手続きされ未納分及び延滞税が発生している旨の説明あり。私は当該事実について連絡を受けたこともなく、担当者に延滞税の免除申告について尋ねたところ、資産がある場合はほぼ無理であるとの説明を受けたが、検討したいので申告用紙を送って欲しいと伝えたが、納付期限の5月31日に近づくも未だ届かず。無視されたのだろう。本来ならば、税未納時において、実兄外2名の「外2名」に対して速やかに連絡すべきところ、延滞税を課せば良いという判断、資産売却すればよしという判断は如何なものか。市役所には法に則る前に市民を思い対処すべきことはないということでしょうか？</p>	<p>1 延滞金の減免について 延滞金の減免につきましては、本税と督促手数料を完納して頂いた後にご相談をお受けしております。 本税・督促手数料完納の後、「市税延滞金減免申請書」を提出して頂いてから減免の可否を審査致しております。 そのような対応をしておりますことからこの度は「市税延滞金減免申請書」をお送りしていませんでした。ご説明が分かりにくかった事、誠に申し訳ありませんでした。今後は、よりわかりやすい説明を心掛けて参ります。</p> <p>2 共有者の告知について 本市では、共有者の方全員に告知をしております。代表名義人の方に告知して納付していただいております。 ただし共有者の方への告知を全くしていないのではなく、共有者からの申出や滞納処分が必要な場合におきましては共有者の方への告知を行っております。 なお、代表名義人を〇〇様に変更することも可能です。ただし、その際には「共有者の代表者指定・変更届出書」の提出をお願いしております。今後、どのようになさるかご連絡をいただければ幸いです。</p>	納税課	R6.5.29	R6.6.5
4	B19。「危険物安全週間、危険物安全月間」について吹田市のHPに掲載要す	<p>政府や大阪府が啓蒙されていますが、吹田市のHPには、掲載されていません。</p> <p>1)危険物安全週間(6月2日(日)～6月8日(土))は、危険物を貯蔵・取扱う施設における危険物の保安に関する意識の高揚及び啓発を全国的に推進するため平成2年に制定され、平成3年から実施されています。</p> <p>2)危険物安全月間(6月1日(土)～6月30日(日))。大阪府は、毎年6月の1か月間を危険物安全月間とし、危険物関係事務所の保安体制の確立並びに危険物に関する意識の高揚および啓発を積極的に推進しています。</p> <p>Q:吹田市内の建物の外壁の塗装工事での塗料缶の保管に関する規制法令名と何条なのか教えてください。</p> <p>※工事は、既に終わっています。工事期間は約3か月。保管場所は、市民など不特定の方が通行する通路横で、パイロンで区画されていますが、隔壁やドアは有りません。</p> <p>⇒添付画像。塗料缶(1トウ缶が多数)の保管状況</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について ご意見を頂きましたとおり、掲載すべき内容でしたので6月5日に掲載いたしました。</p> <p>2)について 塗料については危険物であるものと危険物でないものがあります。危険物である塗料の場合は消防法や火災予防条例で規制されます。消防法では保管＝貯蔵という言葉で表現され、消防法第10条第1項では「指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない」と規定されていますので、指定数量以上の危険物の場合は、許可施設ではない、一般の場所で保管できないということになります。</p> <p>また、指定数量未満の危険物であっても、火災予防条例第30条～32条によって貯蔵及び取扱いの技術上の基準等が規定されています。</p>	総務予防室	R6.6.3	R6.6.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	B18. 熱中症について吹田市のHPに掲載要す	<p>1) 昨年改正された気候変動適応法で「熱中症特別警戒アラート」が4月24日から運用開始されていますが、吹田市HPでは未掲載です、豊中市は掲出。 ⇒ 添付画像。1熱中症特別警戒情報。豊中市の例 ・熱中症による救急搬送される年代層が多い施設や広報誌などへの情報提供が必要と考えます。</p> <p>2) 吹田市HPの「熱中症対策のサイト(5月30日付け)」が有りますが、市HPの到着情報には、掲出されておらず、市民の目に触れないと思います。 ⇒ 添付画像。2熱中症対策。吹田市-新着になし</p> <p>3) 5月24日には、南アルプス市で運動会の練習を終えた児童12人が熱中症の症状を訴え6人が救急搬送。 ⇒ 吹田市では、6月1日に運動会が開催された学校が有ります。⇒もう少し早い時点で掲出が必要。</p> <p>4) 5月30日、大阪管区気象台より関西の一か月予報。前半は低めの傾向。後半は平年より高くなり、体にこたえる蒸し暑さが続く。</p> <p>5) 豊中市の5月20日から5月26日までの熱中症による救急搬送人員数は、3人。 ⇒ 吹田市の5月度の救急搬送人員数は、何人ですか。 ・吹田市は、「安心安全のまちづくり宣言」をしております。 ※広報課、危機管理室に供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1、2及び3について 令和6年6月7日付けで熱中症特別警戒アラートの情報を記載し、新着情報に掲載されるようにホームページを更新しました。また、6月12日から市民の目に多く触れるようにするため、市のトップページにスライダーを掲載し、熱中症対策のホームページへ誘導するようにしています。 広報については、7月市報への掲載も予定しており、今後もSNS等を用い、市民へ広く熱中症対策を呼び掛けてまいります。 (担当: 環境政策室)</p> <p>5について 令和6年5月中に吹田市消防本部が医療機関に搬送した熱中症患者は7名です。 (担当: 警防救急室)</p>	環境政策室、警防救急室	R6.6.3	R6.6.12
6	マイナンバーカード受付の方について	<p>こども(15歳未満)のマイナンバーカードの更新で本人は来れず、保護者のみで受付にいったところ、受付の方に「本人が来ていない、もしくは顔写真付きの証明書が無いと更新出来ない」と言われ、「でしたら帰ります」と返事をすると、別の方に「説明して差し上げて」と何度も言っていて、「本人もいないし、顔写真付きの証明書も無いんでどうしたら?」と聞いても「説明して差し上げて」と別の方に言うばかりでした。 結局、写真を貼り付けて作成する証明書を記入すれば代わりになるとのことで更新は可能でしたが、最初に「出来ない」と言うのは説明不足だし乱暴です。 「持っていないのであれば～という方法があるので更新が可能かどうか説明します」など一言あればと思います。相手を不快にさせない話し方でやり取りしていただきたいと思います。</p>	<p>この度は、マイナンバー(個人番号)カード申請・交付窓口での対応により、不快な思いをさせてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。深くお詫び申し上げます。 親切・丁寧で市民の方に分かりやすい説明を心がけるよう、また接遇についても市民の方にご満足いただけるような窓口対応となるよう、指導・研修を徹底して参ります。</p>	市民課	R6.6.5	R6.6.13
7	吹田さんくすとイオン吹田店が建替え	吹田さんくすとイオン吹田店の建て替え工事 再開発してほしいです。	<p>吹田さんくすやイオン吹田店を含むJR吹田駅周辺地区につきましては、吹田市第4次総合計画、吹田市都市計画マスタープランにふれあいと活気ある商業空間としての都市拠点の形成を目指すとして位置づけしており、本市にとって重要な拠点であると考えております。 建替えの際には地権者間の合意形成が必要になりますので、今後地権者の機運の醸成が図られました際には、本市といたしましても、当該地区にふさわしいまちづくりが推進されるよう支援してまいります。</p>	都市計画室	R6.6.10	R6.6.13

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	万博に子ども記者を派遣する件について	<p>ウェブサイトで、「夏休みに大阪・関西万博の見所やパビリオン(仮)を取材することも記者を募集している」件について、中止をお願いします。</p> <p>先週の日曜日、万博工事現場見学に行ってきました。フェンス越しに現場を見学しましたが、まず、空気がとても悪い、変な匂いがする、休む場所もないなど、とても危険な場所だと思いました。</p> <p>私たち大人でも、長くは居られない場所でした。市の担当の方は、皆さん現場に行かれたと思いますが、きっとどなたでも同じ感想を持たれたと思います。</p> <p>子どもをあつ場所には連れていかないでいただきたいと思います。子どもの健康被害を防ぐために、ぜひこの計画の中止をお願いします。</p>	<p>今回募集している子ども記者につきましては、参加することも記者をはじめ、市民の皆さまに、国際的なイベントである万博の歴史や意義を知っていただくことを主な目的として企画したものです。</p> <p>取材地につきましては、夢洲での取材は予定しておりません。</p> <p>参加していただくお子様の安全に配慮し、魅力的な誌面となるよう、取材を実施したいと考えております。</p>	広報課	R6.6.4	R6.6.18
9	万博への学校の無料招待について	<p>山五小学校でお世話になっております。</p> <p>子どもには無料招待してもらえらなら参加して欲しいと思っておりますが、来年度から山五小学校はなくなります。</p> <p>吹田市としては万博への子どもの無料招待をどのようにお考えでしょうか？</p> <p>又、現在山五小学校の在籍児童は万博に無料で参加できるのでしょうか？</p>	<p>現在、大阪府の「2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業」に係わって、大阪府教育庁からの意向調査に対して、各学校が回答を終えた段階でございます。</p> <p>山田第五小学校の児童につきましては、山田第三小学校と合同で計上して手続きをしていると聞いており、同招待事業の対象となっております。</p>	学校教育室	R6.6.5	R6.6.18
10	山五小学校の教員の人事について	<p>山五小学校でお世話になっております。</p> <p>今年度、校長が代わりました。山三小学校との統合がきまり、今年度で山五小学校は無くなるにもかかわらず、です。</p> <p>統合を推し進めてきた前校長を交代させるとは、教育委員会は何を考えているのだと、怒りしかありません。あまりにも無責任ではありませんか。これが山三小学校に移動して、受け入れ体制を万全に整えます、と言うのならまだしも、全然関係の無い小学校に異動とは…</p> <p>しかも、長年山五小学校に勤務して下さっていたベテランの先生も異動させられました。保護者の心の拠り所を奪われた感じがします。残って下さった先生方も不安があるのではないのでしょうか。前校長は、サッカー部の顧問も兼任していました。今はサッカー部を見てくれる先生が居ません。その辺りも考えて人事を決めて欲しかったです。</p> <p>全然子どもたちのことを、保護者のことを考えていない人事であったと言わざるを得ません。</p>	<p>お問い合わせいただきました教職員の人事異動につきましては、申し訳ございませんが詳細をお伝えすることはできません。</p> <p>しかし、山田第五小学校では、新たに転勤してきた者を含め、管理職を中心としながら、全教職員が一丸となり、次年度の統合に向け、また、子どもたちのよりよい学びの充実のため、日々全力で取り組んでおります。</p>	教職員課	R6.6.5	R6.6.20

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11 ゴミについて	<p>ゴミ回収いただきありがとうございます。 環境保護の観点でゴミ回収の改善を求めています。 役所ではコンタクトケースも回収いただきありがとうございます。 ただプラごみは汚れていないものも全て燃えるゴミとして出すというの はかなり抵抗があります。 東京都や北海道などではプラごみを回収してリサイクルしてくださって いるようです。 吹田市としては何かこれから検討されておりますでしょうか？ なるべく民間の施設でリサイクルしてくれているところに持ち込んで いますが、日常のゴミにはプラごみがかなりの量があり捨てるたびに 残念な気持ちになっています。</p>	<p>本市では、プラスチックごみのうち、ペットボトルについては、環境への 負荷が低いリサイクルに適した良質なペットボトルが回収できることか ら、公共施設などで拠点回収しています。 また、ペットボトル以外の容器包装を含むプラスチックの回収につい ては、選別・梱包ラインの増設に係る市工場のスペース確保や増設にかか る費用、収集運搬体制の整備にかかる費用、分別方法の変更による市 民負担の観点など、検討し、解決すべき課題が多くあることから、現在 は、燃焼ごみと合わせて回収し、その高い発熱量による助燃材の節約効 果とともに、サーマルリサイクルというごみを燃やすときに発生する「熱エ ネルギー」を利用した発電により環境負荷の低減に努めています。 しかしながら、社会状況を踏まえ、将来的には分別収集に移行していく 必要があるとの認識も持っており、今後、焼却工場や破碎選別工場の 更新時期などの機会を捉えて、容器包装を含むプラスチックの分別収集 について検討したいと考えております。</p>	環境政策室	R6.6.19	R6.6.21
12 吹田市立小中 学校での大阪 万博の取り扱い について	<p>府下子供は万博無料招待とのことですが吹田市立小中学校では学校 行事として万博を組み込むかどうかは学校長の判断となるのでしょうか。 ゴミの埋め立て地でありメタンガス爆発事故が起き、何かあった時の避 難経路も橋とトンネルのみと絶望的な立地ですので吹田市全体で学校 行事とはせず各家庭の判断に任せるという方針を吹田市教育委員会が 出したらいいのではないかと思います。わが子は万博の年に中学に入学 しますがまだ入学していない学校に「万博を校外学習の行き先にしない で」と言うのも変ですし、かと言って入学してから意見を言っても既に年間 行事として組み込まれ変更はできないのではと懸念します。吹田市教育 委員会としては大阪万博はどう取り扱う予定でしょうか。</p>	<p>現在、本案件については、大阪府の「2025年日本国際博覧会児童・生 徒招待事業」として、「万博会場において、未来社会の先進的な技術や サービスに直接触れ、将来の夢や希望を感じとる。」の趣旨に則り、政令 市を含む府下全市町村に対して、実施するよう示されております。現時 点では、本市においてもすべての児童生徒に参加の機会を与え、学校 行事の一環としての参加する方向で手続きを進めているところです。 大阪府教育庁に対しては、ご指摘される諸般の懸念事項についての情 報提供を求めており、会場へのアクセスを含め児童生徒の安全確保に 係る検討を進めているとの回答を受けております。</p>	学校教育室	R6.4.25	R6.6.26
13 吹田市立小中 学校での大阪 万博の取り扱い について	<p>以前も同じ件名で問い合わせたのですが回答がありません。万博に関 して出る情報は76回避難が必要なメタンガス発生の数値が観測された の、相変わらず会場に子どもを呼んでいいはずがないと思われるものば かりですが、吹田市は学校長の判断に任せる方針なのでしょうか。交野 市の市長は不参加の項目が無かったアンケートについて疑問を呈し学 校行事としては参加しない意向を市長として示されていますが後藤市長 には何のお考えも無いのでしょうか。また2回目の無料招待をする市もあ るようですが吹田市はどうするのですか。合わせてお答え下さい。</p>	<p>現在、本案件については、大阪府の「2025年日本国際博覧会児童・生 徒招待事業」として、「万博会場において、未来社会の先進的な技術や サービスに直接触れ、将来の夢や希望を感じとる。」の趣旨に則り、政令 市を含む府下全市町村に対して、実施するよう示されております。現時 点では、本市においてもすべての児童生徒に参加の機会を与え、学校 行事の一環としての参加する方向で手続きを進めているところです。 大阪府教育庁に対しては、ご指摘される諸般の懸念事項についての情 報提供を求めており、会場へのアクセスを含め児童生徒の安全確保に 係る検討を進めているとの回答を受けております。</p>	学校教育室	R6.6.26	R6.6.26

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	やなぎ遊園の草刈に関して	<p>やなぎ遊園の近隣に住んでおりますが、雑草が伸び放題で、足元が全く見えないほどです。この状態では、雑草が遊ぶ子供にとって邪魔なだけでなく、足元が見えないため、ゴミや不審物が置かれていても気づかれにくい状態になっています。</p> <p>また、公園内の雑草が増えたことにより虫が敷地内に入ってくるのと、自宅敷地内の雑草も増加しています。公園内の雑草が増えすぎているため、自宅除草作業を依頼している業者から石垣の除草は困難だと断られたため、自宅の景観も損ねています。安全面・衛生面でも問題があると思います。</p> <p>今回6月11日にやなぎ遊園で撮影した写真を添付しましたが、近隣の目白公園は雑草が無い状態で、管理にどういった差があるのでしょうか。</p> <p>定期的(年4回ほど)に、雑草を刈るもしくは除草剤を撒いてほしいです。現在の清掃スケジュールを教えてください。改善点を提案してください。</p> <p>納得のいくご回答が無い場合は、面談を希望します。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>やなぎ遊園の雑草によりご迷惑おかけして申し訳ありません。雑草は、普段からあまり利用されていない公園で繁茂している状況が多く見受けられますが、市内の公園の除草頻度につきましては、6月～7月にかけて1回、9月～11月にかけて1回、あわせて年2回を基本に実施しております。</p> <p>現状の限られた予算では、市内の全公園で除草の回数を増やすことは出来ませんが、やなぎ遊園の状況を注視して、今後、除草回数、除草時期、刈り方などの変更を検討してまいります。</p> <p>なお、除草剤につきましては、公園を利用する子供や周辺住民に対して健康被害を及ぼすおそれもあることから、基本的に使用しないようにしております。</p> <p>また、めじろ遊園につきましては、5年前に防火水槽を設置する工事を行った際に一部広場の土を入れ替えたことと、地域のボランティア団体が自主的に清掃や除草を行っていただいております。状況が異なっているものと考えられます。</p>	公園みどり室	R6.6.25	R6.6.27
15	〇〇における健康増進法29条違反	<p>3度目の通報となるが、〇〇のカウンターで客の女性が喫煙していた(写真参照)。</p> <p>店員の女性は後ろを向いて見えないフリをしていた。</p> <p>健康増進法29条及び30条2項違反である。是正を指導されたい。</p> <p>カウンター等の分かりやすい場所に禁煙のシールを貼る等が考えられる。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>通報を受けまして、管理権原者に確認したところ、当該店舗は喫煙可能店として営業されたい意向があり、既存特定飲食提供施設の要件を満たしていることから、必要となる手続きについて案内しました。</p> <p>なお、当該店舗は開口部からたばこの煙が通路に漏れる状態であったことから、たばこの煙の流出を防止するため、外部と区画するよう指導しました。</p>	健康まちづくり室	R6.6.14	R6.6.28